イ	当該申請を行う者及び当該者の対象家族（雇用保険法第六十一条の四第一項の対象家族をいう。ロにおいて同じ。）に係る戸籍関係情報
ロ	当該申請を行う者又は当該者の対象家族に係る住民票に記載された住民票関係情報

第四十三条の三　法別表第二の八十四の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の八十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一	当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
二	当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報
三	当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
四	当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第四十三条の四　法別表第二の八十五の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第二十八条の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務　同条の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報

イ	戸籍関係情報
ロ～ホ	［略］

［新設］

第四十三条の三　法別表第二の八十四の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の八十四の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

［新設］

一	市町村民税に関する情報
二	住民票に記載された住民票関係情報
三	公的給付支給等口座登録簿関係情報

第四十三条の四　法別表第二の八十五の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第二十八条の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務　同条の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報

［新設］

イ～ニ	［同上］

二　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務　当該契約の解除に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項の賃貸住宅の入居者又は同居者に係る前号ロからホまでに掲げる情報

第四十四条の五　法別表第二の九十一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の九十一の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一	当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
二	当該申請等に係る者に係る市町村民税に関する情報
三	当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
四	当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第四十五条　法別表第二の九十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付又は同項第三号の年金である給付（これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。）に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の九十二の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一	当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

二　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務　当該契約の解除に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項の賃貸住宅の入居者又は同居者に係る前号イからニまでに掲げる情報

第四十四条の五　法別表第二の九十一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の九十一の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

［新設］

一	市町村民税に関する情報
二	住民票に記載された住民票関係情報
三	公的給付支給等口座登録簿関係情報

第四十五条　法別表第二の九十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号の年金である長期給付又は同項第三号の年金である給付（これらの給付に相当するものとして支給されるものを含む。）に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の九十二の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

［新設］